

学校いじめ防止対策基本方針

板橋区立蓮根第二小学校

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。子どもに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係を児童自らが作りだしていくものと期待できる。

また、日常的に子どもの行動の様子を把握したり、学期に一度（年3回）の「学校生活についてのアンケート」調査や子どもの欠席日数などで検証したりして、改善や新たな取組を継続して行うことが大切である。

2. 学校組織

【設置】

- ・いじめ防止対策推進法第二十二条に基づき、各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。
いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。また、必要に応じて、学校サポートチーム、iCS委員会等と連携して対応する。

【構成】

- ・校長、副校長、生活指導主任、教務主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー他
- ・内容、案件により他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定める。

【役割】

- ・「学校いじめ防止対策基本方針」に基づく取組の実施・進捗状況の確認のため、学校評価アンケート等で学校におけるいじめ未然防止等への対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・職員会議等で「学校いじめ防止対策基本方針」の周知を図り、教職員への共通理解と意識啓発を図る。
- ・学校だよりやホームページ等を通して、「学校基本方針」及びいじめの未然防止等の取組状況や学校評価結果等を保護者、地域に発信する。

3. 年間計画

	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4月	・一年生を迎える会	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・学びのエリア研修	・保護者会 ・PTA総会
5月	・SC面接(5) ・運動会 ・縦割り班活動	・教員自己申告 ・校内研修① 「いじめの未然防止を視点に入れた道徳の授業の作り方」	・個人面談 ・iCS委員会①
6月	・ふれあい月間① ・いじめ防止に関する授業① ・日光移動教室(6) ・「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」(H-QU)	・校長講話 ・教育相談週間 ・学校生活アンケート①	・道徳授業地区公開講座(土曜授業プラン) ・学校公開(引き渡し訓練)
7月	・縦割り班活動 ・セーフティ教室「情報モラル」	・服務事故防止 ・校内研修② 「H-QUの取り組みについて」、分析と検討会	・iCS委員会②
8月		・校内研修③ 「いじめ早期発見と情報共有の工夫」	
9月	・榛名移動教室(5) ・縦割り班活動		・学校公開(防災デー)
10月	・遠足(1)(2) ・縦割り班活動 ・いじめ防止に関する授業②	・学びのエリア研修 ・校内研修④ 「いじめ防止教育プログラムの活用①」	・iCS委員会③
11月	・ふれあい月間② ・展覧会	・校長講話 ・教育相談週間 ・学校生活アンケート② ・校内研修⑤ 「いじめの早期対応と校内体制」	・個人面談
12月	・縦割り班活動	・学校評価	・個人面談 ・学校評価 ・iCS委員会④
1月	・縦割り班活動 ・学級活動の日		・家庭教育学級 ・学校関係者評価
2月	・ふれあい月間③ ・六年生を送る会 ・いじめ防止に関する授業③	・校長講話 ・教育相談週間 ・教員自己評価 ・学校生活アンケート③ ・校内研修⑥ 「いじめ総合対策の活用②」	・学校公開 ・iCS委員会⑤
3月	・一年間を振り返って	・基本方針改善	
通年	・挨拶運動(学期に1回)	・学校いじめ対策委員会 ・健康観察・SC相談 ・道徳教育の充実 ・H-QUの活用 ・読み解く力の育成での授業改善	・土曜授業プラン

4. 取組

(1) 未然防止

- ・ 子どもの自尊感情や自己肯定感を、学校の教育活動全体を通じ、計画的、継続的に続け高めていく。そして全ての子どもが「認められている、満たされている」という思いを抱くことができる機会を提供することで妬みや嫉妬など、いじめにつながりやすい感情を減らしていく。
- ・ 日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話を設定する。
- ・ 学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の子どもの変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる子どもがいる場合には、積極的にコミュニケーションをとり、子どもから信頼され、相談されやすい学級担任として子どもとの人間関係を構築する。
- ・ 教職員に対する校内研修を「いじめ問題に対応できる力を育てるために -いじめ防止教育プログラム-」等を活用して年6回実施する。
- ・ 特別の教科 道徳の時間や特別活動において「いじめに関する授業」を年3回実施する。
- ・ 学校いじめ防止対策基本方針をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。
- ・ いじめの定義を教職員で共有し、全職員で共通の指導を実施する。
- ・ 年2回（6月、11月）ハイパーQJの結果を管理職、養護教諭、実施学年等で共有し、学校生活の中での児童の指導や助言に生かしていく。

(2) 早期発見（いじめの「見える化」）

- ・ 朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・ 毎週月曜日に行う生活指導夕会を活用した情報共有の場を設定し、教職員同士の情報交換の場とする。
- ・ 子どもがいじめの悩み等を投書できる相談箱を設置し、担任以外へも相談できる学校体制をとる。
- ・ 「東京都いじめ相談ホットライン」を周知する。
- ・ 年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめの実態を把握する。
- ・ SCによる面接を、1学期に5年生全員を対象として実施する。また、必要に応じて個別の面接を実施する。
- ・ 放課後の児童の活動の中でいじめが疑われる場合は直ちに情報提供してもらえるようあいキッズに依頼する。

(3) 早期対応のための取組

- ・ いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、学校いじめ対策委員会が中心となり、情報収集と記録、情報共有、いじめの事実確認等を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。
- ・ 相談・報告経路を作成し、手順に沿って管理職に相談・報告する。

①被害児童への対応及び支援

- ・ いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。
- ・ 「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。SCとの連携による安心できる場の確保をしていく。
- ・ 「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を

含めた事実確認を速やかに行う。

- ・ 被害・加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定をし、事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

②加害児童への措置

- ・ 速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、再発防止のために加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子で事実確認の話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。
- ・ 加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行った後、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、加害児童に対して謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を行う。
- ・ いじめがやまない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。なお、他の児童の心身の安全が保障されない等のおそれがある場合については、学校いじめ対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。
- ・ 家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所等との円滑な連携や情報の共有に努める。
- ・ ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

(4) 校内相談体制

- ・ 学校いじめ対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。
- ・ 被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。
- ・ 「少しでも気になる子どもの様子はすぐに報告」の学校体制とシステムを構築し、管理職への確実な報告が可能な体制及びＳＣとの情報共有の場を設定する。
- ・ 個々のケースについての情報共有及び教職員一ひとりの関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声掛けを行う。
- ・ 日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する校内相談体制を確立する
- ・ 東京都が作成したＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

5. 重大事態等への対処

- ・ いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。
 - ① 重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
 - ② 学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区教育委員会へ

の調査結果の報告を速やかに行う。

③ 板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

- ・ 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ・ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

6. 取組に対する点検と改善の方策

- ・ 学校いじめ防止対策基本方針の内容の定期的な検討については、学校いじめ対策委員会の主導によりPDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、学校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

平成26年11月28日 作成

平成27年1月19日 改訂

平成28年1月26日 改訂

令和3年1月27日 改訂

令和4年1月24日 改訂

令和5年1月31日 改訂